

議案第24号

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例

佐倉市営住宅管理条例（平成9年佐倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次の各号に掲げる手続」を「請書の提出及び第18条の規定による敷金の納付」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号」を「同項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第14条第3項中「申告」の次に「又は公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入」を加える。

第16条第1項中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

第30条第1項中「第13条第1項」の次に「及び第4項」を加える。

第41条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

第59条中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。